

議会改革調査特別委員会の付託事項及び具体的調査事項

付託事項	具体的調査事項
<p>(1) 議会改革に関する調査</p> <p>ア 本会議・委員会の公開性向上に関する こと</p> <p>イ 議会活動に対する住民理解の促進に 関すること</p> <p>ウ 市民意見の反映に関する こと</p> <p>エ その他議会改革に関する こと</p>	<p>① 常任委員会における採決のあり方について</p> <p>② 委員会記録への発言者名等の記載について</p> <p>③ 常任委員会のインターネット中継について</p> <p>④ 発言残時間の表示について</p> <p>⑤ 常任委員会の名称について</p> <p>⑥ 常任委員会の再編について</p> <p>① 議会活動に対する住民理解の促進について</p> <p>② 選挙権年齢の引下げへの対応について</p> <p>① 市民意見を反映するための仕組みづくりについて</p> <p>② 請願、陳情の取扱いについて</p>
<p>(2) 議会基本条例に関する調査</p>	

《運営方針》

- ① 付託事項のうち、(1)に関する事項から集中的に審議を行い、結論が出たものから随時、実施に向け調査の報告を行う。
- ② 付託事項の(2)については、付託事項(1)の審議及び実施状況や、他都市の状況に関する調査、学識経験者等からの意見聴取などを踏まえながら、審議の方針を決定する。
- ③ 議会改革調査特別委員会の付託事項及び具体的調査事項について、新たに追加する場合は、代表者会議で確認を行った上で行う。